様式第四号（裏面）の注意の８のロの次に次のように加える。

ハ　請求者が父である場合で、新たに手当の支給の対象となる児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくしているときは、その事実を明らかにすることができる書類

様式第四号（裏面）の注意の８を同９とし、同７中「父に」を「、請求者が母又は養育者である場合には父に、請求者が父である場合には母に」に改め、同７を同８とし、同４から６までを１つずつ繰り下げ、同３中「の父」を削り、「ところにより」を「場合のうち」に改め、同イ中「含みます」を「含む」に、「同様です」を「同じ」に改め、同チ中「父」を「父母」に改め、同チを同ワとし、同トを同ヲとし、同くの次に次のように加える。

ト　母が死亡した。

チ　母が障害の状態にある。

リ　母の生死が明らかでない。

ヌ　母が児童を引き続き１年以上遺棄している。

ル　母が法令により引き続き１年以上拘禁されている。

様式第四号（裏面）の注意の３を同４とし、同２の次に次のように加える。

３　⑨の欄の「監護等」とは、請求者が母である場合には監護すること、請求者が父である場合には監護し、かつ、生計を同じくすること、請求者が養育者である場合には養育することをいいます。

様式第五号（表面）中「昭和 平成　年　月　日生」を「平成　年　月　日生」に、「リ（　）ヌ（　）ル（　）ヲ」を「リヌルヲ（　）ワ（　）カ（　）ヨ」に改め、「（日本工業規格Ａ列４番）」を削り、同様式（裏面）の注意の１中「ヲまでのどれかに」を「ヨまでのいずれか」に、「リ又はル」を「ヲ又はカ」に、「リに」を「ヲに」に、「ヌを」を「ワを」に、「ヌに」を「ワに」に改め、同ヲ中「どれ」を「いずれ」に改め、同㈠から㈦までの規定中「父」を「父又は母」に改め、同㈦中「母が婚姻によつて懐胎したかどうか」を「㈥に該当するかどうかが」に改め、同ヲを同ヨとし、同ル中「父」を「手当の支給を受けている人が母又は養育者である場合にあつては父、手当の支給を受けている人が父である場合にあつては母」に、「リ」を「ヲ」に、「どれか」を「いずれか」に改め、同ルを同カとし、同ヌ中「どれか」を「いずれか」に改め、同ヌを同ワとし、同リ中「どれか」を「いずれか」に改め、同リを同ヲとし、同チ中「母が」を「母の」に、「含みます」を「含む」に、「同様です」を「同じ」に、「したりして」を「等により」に、「）に」を「以下同じ。）に」に改め、同チを同ヌとし、その次に次のように加える。

ル　父の婚姻等により、父の配偶者に養育されるようになつた。

様式第五号（裏面）の注意の１のト中「父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含みます。以下同様です。）」を「母の監護を受けていた場合又は養育者の養育を受けていた場合において、父」に改め、同トを同チとし、その次に次のように加える。

リ　父の監護を受け、かつ、これと生計を同じくしていた場合において、母と生計を同じくするようになつた。

様式第五号（裏面）の注意の１のく中「いいます」を「いう」に改め、同くを同トとし、同くからホまでを同ニからくまでとし、同ロ中「母」を「母又は父」に改め、同ロを同くとし、同イの次に次のように加える。

ロ　手当の支給を受けている人が児童の父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）であつて、その父に監護されなくなり、又はこれと生計を同じくしなくなつた。

様式第五号（裏面）の注意の２中「いいます」を「いう」に、「同様です」を「同じ」に改め、同３中「ヲ」を「ヨ」に、「どれか」を「いずれか」に改める。

様式第五号の二（表面）中「（日本工業規格Ａ列４番）」を削り、同様式（裏面）の注意の１の②中「母」を「父又は母」に、「いいます」を「いう」に改め、同⑤及び⑥並びに同２の②中「監護」を「監護している児童、監護し、かつ、生計を同じくしている児童」に改め、同３の㈠中「イ又はロ」を「イ若しくはロ」に、「書類、扶養される」を「書類及び扶養される」に改め、同㈡中「ハ又はニ」を「ハ若しくはニ」に、「含みます」を「含む」に、「同様です」を「同じ」に、「、世帯」を「及び世帯」に改め、同⑥中「又は」を「若しくは」に、「、②の欄」を「又は②の欄」に改める。

様式第五号の三（裏面）の注意の２の㈠のイ中「雇用契約書」を「雇用されていることを証明することができる書類」に改める。

様式第六号（表面）の②の欄中

（　歳）

を

	③障害の有無
（　歳）	ある・ない

に改め、同様式（表面）中「③」を「④」に、「④」を「⑤」に、「⑤」を「⑥」に、「⑥」を「⑦」に、「⑦」を「⑧」に、「⑧」を「⑨」に改め、同⑨の欄中「⑨」を「⑩」に、「寡・勤」を「寡・寡特・勤」に改め、同様式（表面）中「⑩」を「⑪」に、「⑪」を「⑫」に、「⑫」を「⑬」に、「⑬」を「⑭」に改め、同⑭の欄中「⑭」を「⑮」に、「母」を「母又は父」に改め、「母に対し支払われた額の８割相当額」の下に「Ａ」を、「児童に対し支払われた額の８割相当額」の下に「Ｂ」を加え、同様式（表面）中「⑮」を「⑯」に改め、同⑯の欄中「⑯」を「⑰」に、「寡婦・寡婦の控除」を「寡婦控除・寡婦控除特別加算」に、「寡夫」を「寡夫控除（請求者が父の場合は控除しない）」に改め、同様式（表面）中「⑰」を「⑱」に、「⑱」を「⑲」に、「⑲」を「⑳」に、「⑳」を「㉑」に、「㉑」を「㉒」に、「㉒」を「㉓」に改め、同㉓の欄中「㉓」を「㉔」に改め、同㉔の欄中「㉔父の障害」を「㉕父又は母の障害」に、「㉓」を「㉔」に、「父の職業」を「父又は母の職業」に改め、同様式（表面）中「㉕」を「㉖」に改め、同㉖の欄中「㉖」を「㉗」に、「㉓」を「㉔」に改め、同様式（表面）中「㉗」を「㉘」に改め、「（日本工業規格　Ａ列４番）」を削り、同様式（裏面）の注意の２中「⑩の欄」を「⑪の欄」に改め、同３中「⑪の欄」を「⑫の欄」に、「いいます」を「いう」に改め、同４中「⑫の欄」を「⑬の欄」に、「いいます。）」を「いう。）」に改め、同５中「⑬の欄」を「⑭の欄」に改め、同６中「⑭の欄」を「⑮の欄」に改め、「監護する」を削り、「父から」を「父から、請求者が父である場合には、その児童の母から、」に、「母又は」を「母若しくは父又は」に改め、同７中「⑮の欄」を「⑯の欄」に、「⑯の欄」を「⑰の欄」に改め、同８中「⑯の欄」を「⑰の欄」に、「額」を「額、請求者が父である場合には、寡夫控除の額」に改め、同９中「チまで」を「ワまで」に改め、チをワとし、トをヲとし、くの次に次のように加える。

ト　母が死亡した。

チ　母が児童扶養手当法施行令別表第２に定める程度の障害の状態にある。

リ　母の生死が明らかでない。

ヌ　母が引き続き１年以上遺棄している。

ル　母が法令により引き続き１年以上拘禁されている。

様式第六号（裏面）の注意の11中「ハ」を「ハ又はチ」に、「右」を「下」に改め、同13及び14中「右」を「下」に改め、同添付書類の１中「⑪から㉒まで」を「⑫から㉓まで」に改め、同８を同９とし、同７中「㉓の欄」を「㉔の欄」に、「チ」を「ワ」に改め、同７を同８とし、同６中「㉓の欄」を「㉔の欄」に、「又はヘ」を「、ヘ、リ、ヌ又はル」に改め、同６を同７とし、同５中「いいます」を「いう」に改め、同５を同６とし、同４を同５とし、同３の次に次のように加える。

４　あなたが対象児童と同居していない父のときは、当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。